

參考資料

用語解説一覧

用語	関連ページ	解説
ア行		
あいサポート運動	14	障がいの特性について理解を深め、障がいの特性に応じた必要な配慮や支援を行うことにより、障がいの有無にかかわらず、全ての人々が互いに人格や個性を尊重し合いながら暮らすことのできる社会をめざす運動。
HIV	24	ヒト免疫不全ウイルス(HIV)は、人の免疫細胞に感染し免疫細胞を破壊して、後天的に免疫不全を発症させるウイルス。エイズの原因ウイルスで、つぎつぎと免疫細胞を侵食し免疫機能を低下させていく。いったん感染すると体内から追い出すことは非常に困難。
SNS	29,30	ソーシャルネットワーキングサービスの略で、インターネット上で登録された利用者同士が交流できる会員制のサービス。
カ行		
介護休業制度	20	負傷や疾病、障がいなどの理由で、2週間以上の常時介護が必要な家族を介護する場合に取得できる休暇制度。
サ行		
ジェンダー	5	「女とは・男とはこういうものだ」という通念を基盤にした男女の区別で、社会的・文化的に形成される男女の差異。
情報モラル	30	個人情報保護や人権侵害、ネットワーク上のルールやマナーなど、情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方や態度をいう。
スクールソーシャルワーカー	19	教育分野に加え、社会福祉に関する知見を有する者で、問題を抱えた児童生徒に対して、関係機関と連携しながら課題解決への対応を図る人。
性的マイノリティ	2,27	マイノリティは英語で少数派の意味。性的マイノリティは、性同一性障がい、性的指向(恋愛や性愛の対象)が同性や両性に向かうような、性のあり方が非典型的な人のこと。
成年後見制度	15,20,21	知的障がいや精神障がい、認知症などにより判断能力が十分でない人が不利益を被らないよう家庭裁判所に申し出て本人の権利を守る援助者をつけてもらう制度。
セクシュアルハラスメント	16,33	性的嫌がらせ。職場や学校などで職務上の上下関係や立場の優位性などを背景として行われる性的差別的言動。男性から女性へ、女性から男性へ行われる場合のほか同性に対して行われる場合も含まれる。セクハラはその略称。
タ行		
ダイレクトメール	29	個人や事業所宛に商品案内やカタログなどを直接送付する宣伝手段、広告。

男女共同参画社会	16	男女が社会の対等な構成員として、自らの意思により社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男性も女性も、政治、職場、家庭、地域などのあらゆる場面で平等に権利を持ち、利益も責任も平等に分かち合える社会をいう。
DV	16,17	ドメスティック・バイオレンスの略。同居関係にある配偶者や内縁関係の中で起こる家庭内暴力のこと。身体的虐待のほか、精神的虐待、性的虐待、経済的暴力、社会的隔離などの行為が含まれる。デートDVは交際中のカップルの間で起こる暴力。男性から女性への暴力だけでなく、女性から男性への暴力もDVと認識されている。
同和対策事業特別措置法	1,12	<p>「同和問題の解決は国の責務であると同時に国民的課題である。」との基本認識を示した同和対策審議会答申（昭和40年（1965年））を踏まえ、昭和44年（1969年）に10年間の限時法として同和対策事業特別措置法が制定された。</p> <p>同法に基づき、生活環境の改善、産業の振興、雇用の促進と職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化、社会福祉等の増進などに関する事業が総合的に推進された。これにより物的な基盤整備が急速に進展するなどの成果をあげたが、教育や雇用等の分野、差別意識の解消の面で課題が残った。</p> <p>その課題解消のため、同法の期限を3年間延長した後、事業内容を状況に応じて見直ししながら、昭和57年（1982年）には地域改善対策特別措置法が、また昭和62年（1987年）には地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（地対財特法）が制定された。</p> <p>地対財特法は平成4年（1992年）及び同9年（1997年）にその期限が各5年間延長された。平成14年（2002年）3月末に法期限を迎えた。</p>
特別支援教育コーディネーター	19	子どもの障がいに対する教職員の理解を高め、一人ひとりの子どものニーズに応じた教育を実施するために、各校内での研修や教育相談の窓口を担当する人。
ナ行		
認知症	20,21	後天的な大脳の器質的障がいのため、正常に発達した知能が低下した状態。記憶、見当識を含む認知の症状。
認知症サポーター	20,21	認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で支援をする人で、一定の講座を受講した人。
ハ行		
パブリックコメント	2	計画策定や条例制定をする場合に、広く町民の皆様から、意見を求めること。
ハラスメント	2,16,33	嫌がらせ。苦しませたり悩ませたりする行為。

パワーハラスメント	33	職場などの上下関係を背景として、本来業務の適正な範囲を超えて継続的に人格や尊厳を侵害する言動を行い、就労者の労働環境悪化や不安などを与える行為。
ハンセン病	24	癩菌によって起こる慢性感染症。感染力は弱い。皮膚に結節・斑紋ができ、その部分に知覚麻痺がある。かつては不治の病とされたが、治療薬の出現により治療可能となった。
プロバイダ	30	何等かのサービスを提供する事業者のこと。一般的にインターネットに接続するサービスを提供するインターネットサービス・プロバイダーを指す。
ヘイトスピーチ	22	憎悪表現、差別扇動などと訳される。人種、民族、宗教、障がい、性的指向などを理由として誹謗・中傷したり、他人に対して暴力や差別を煽るような言動をいう。
本人通知制度	29	住民票の写しや戸籍謄本などを代理人や第三者に交付した場合に、事前に登録した人に対してその交付の事実を通知する制度。
マ行		
マタニティハラスメント	16,33	女性が妊娠や出産をきっかけとして職場で精神的、肉体的な嫌がらせを受けたり、解雇、雇い止めなど不利益を被る不当な扱いを受けること。マタハラはその略称。
モラルハラスメント	33	相手のモラル(行為)について非難する言葉や態度を継続的に行い、その人の心を傷つける精神的暴力や嫌がらせ。モラハラはその略称。
ヤ行		
ユニバーサルデザイン	31	ユニバーサルとは一般的、普遍的であること。年齢や性別、障がいの有無、言語、文化などの違いに関係なく、使い方が分かりやすく、使用での過度の負担が無いなど誰でも利用することができる施設や製品、情報などを設計(デザイン)すること。
ヤングケアラー	18	本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども。
ラ行		
ライフスタイル	16	人生観、価値観、習慣などを含めた個人の生き方。
ろう者	14	先天的又は後天的に聴覚を失った人。
ワ行		
ワーキングプア	28	仕事には就いているが、低賃金を余儀なくされ、貧困に近い状態にある個人や家族をさして使われる。

北栄町人権を尊重するまちづくり条例

平成 25 年 3 月 21 日

条例第 6 号

(目的)

第1条 この条例は、差別や偏見、人権侵害のない人権を尊重するまちづくりに関し、町及び町民（町内で暮らし、働き、学ぶ人又は事業を営むすべての人をいう。以下同じ。）の責務を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、真に人権が尊重される住みよい北栄町の実現に寄与することを目的とする。

(町の責務)

第2条 町は、前条の目的を達成するため、必要な人権施策を積極的に推進するとともに、行政のすべての分野で人権尊重の視点に立った施策を実施し、町民の人権意識の高揚に努めるものとする。

(町民の責務)

第3条 町民は、相互に人権を尊重しあい、町などが行う人権施策に協力するとともに、自らも主体的かつ積極的に人権が尊重されるまちづくりに努めるものとする。

(施策の計画的推進)

第4条 町は、人権を尊重するまちづくりのため、人権啓発活動、人権保育・教育及び生活の安定等の施策を策定し、その計画的推進に努めるものとする。

(実態調査等の実施)

第5条 町は、人権施策の策定及び推進に反映させるため、必要に応じ実態調査等を行うものとする。

(人権啓発活動の充実)

第6条 町は、町民の人権意識の高揚を図るため、国、県及び関係機関との連携を図り、啓発推進団体の支援、指導者の育成など、啓発事業の充実に努めるものとする。

(審議会)

第7条 町は、この条例の目的達成のため、北栄町人権を尊重するまちづくり審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会の運営に関する事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

北栄町人権を尊重するまちづくり審議会規則

平成17年10月1日

規則第73号

(趣旨)

第1条 この規則は、北栄町人権を尊重するまちづくり条例(平成25年北栄町条例第6号)第7条第2項の規定に基づき、北栄町人権を尊重するまちづくり審議会(以下「審議会」という。)の組織、運営その他審議会に関する必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、人権を尊重するまちづくりのための重要事項等を調査審議するとともに、町長に対して意見を具申するものとする。

(組織)

第3条 審議会の組織は、次に掲げる組織からそれぞれ推薦された1名ずつの者、公募による3名以内の者及び町長が必要と認める者について、委員として町長が委嘱した者をもって構成する。

- (1) 北栄町教育委員会
- (2) 北栄町自治会長会
- (3) 北栄町民生児童委員協議会
- (4) 部落解放同盟東亀谷支部
- (5) 北栄町人権教育・啓発推進協議会
- (6) 北栄町社会福祉協議会
- (7) 北栄町女性団体連絡協議会
- (8) 北栄町老人クラブ連合会
- (9) 北栄町商工会
- (10) 北栄町立小学校
- (11) 北栄町立中学校
- (12) 人権擁護委員
- (13) 北栄町人権教育推進協力員
- (14) 北栄町幼児教育研究会
- (15) 北栄町精神障がい者家族会
- (16) 北栄町ひまわり会

(秘密保守の義務)

第4条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(役員)

第5条 審議会に、会長及び副会長各1人を置く。
2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(委員及び役員の任期)

- 第6条 委員及び役員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員及び役員が任命されたときの要件を失ったときは、委員及び役員を辞したものとみなす。
 - 3 委員及び役員の再任は妨げない。

(会議)

- 第7条 審議会は、会長が招集し、議長となる。
- 2 審議会は、委員の過半数以上が出席しなければこれを開くことができない。
 - 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。

(関係者の出席)

- 第8条 審議会において必要があるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(報酬)

- 第9条 委員の報酬については、北栄町特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年北栄町条例第38号。以下「条例」という。)の規定により支給する。
- 2 前条に対する実費弁償は、委員に準じて支給する。

(費用弁償)

- 第10条 委員に支給する費用弁償については、条例の規定により支給する。

(事務局)

- 第11条 審議会の事務局を北栄町役場内に置く。
- 2 事務局に幹事を置く。幹事は、町長を除く町の課長会構成員とする。
 - 3 幹事会を必要に応じて開催するものとし、町長が招集する。
 - 4 幹事は、必要に応じて審議会に出席することができるものとする。

(その他)

- 第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則(平成19年5月30日規則第27号)

この規則は、平成19年6月1日から施行する。

附 則(平成21年4月23日規則第11号)

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 6 月 1 日規則第 21 号)

この規則は、平成 24 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 29 日規則第 11 号)

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 5 月 16 日規則第 19 号)

この規則は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年 3 月 19 日規則第 16 号)

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年 6 月 22 日規則第 9 号)

この規則は、令和 4 年 6 月 22 日から施行する。

(目的)

第1条 この条例は、現在もなお部落差別が存在するとともに、インターネットなど情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法及び部落差別の解消の推進に関する法律(平成28年法律第109号。以下「法」という。)の理念に基づき、部落差別は決して許されないものであるという認識の下、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、町の責務を明確にするとともに、相談体制の充実、教育、啓発の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない北栄町を実現することを目的とする。

(基本理念)

第2条 部落差別の解消に関する施策は、全ての町民(町内で暮らし、働き、学ぶ人又は事業を営む全ての人をいう。以下同じ。)が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する町民一人ひとりの理解を深めるよう努め、部落差別のない社会を実現することを旨として、行わなければならない。

(部落差別の禁止)

第3条 何人も、結婚及び就職に際しての身元の調査、並びに差別につながるその他の行為により部落差別を行ってはならない。

2 何人も、インターネットを通じて、公衆による閲覧、複写その他の利用をすることが可能な情報を提供することにより、部落差別を行ってはならない。

(町の責務)

第4条 町は、第2条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国及び県(以下「国等」という。)との適切な役割分担を踏まえ、国等との連携を図り、施策を講ずる責務を有する。

(町民の責務)

第5条 町民は部落差別行為を知り得た場合は、速やかに町長に情報提供するものとする。

(相談体制等の充実)

第6条 町は、国等との適切な役割分担を踏まえ、部落差別に関する相談体制の充実に努めるものとする。

2 町長は、部落差別に関する相談窓口を、北栄町隣保館の設置及び管理に関する条例(平成17年北栄町条例第103号)第3条に規定する隣保館に設置する。

(教育及び啓発の充実)

第7条 町は、国等との適切な役割分担を踏まえ、部落差別を解消するために必要な教育及び啓発をあらゆる世代に対して、最も効果的と考えられる方法で行うものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第8条 町は、法第6条の規定による国等が行う調査に協力するとともに、必要に応じ、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

(差別書き込み等の監視)

第9条 町は、差別の助長及び拡散を仰止するため、インターネット上における部落差別と見なされる書き込み及び投稿等(以下「差別書き込み等」という。)を監視する、インターネットモニタリング(以下「モニタリング」という。)を行うものとする。

2 町は、前項に規定するモニタリングにおいて、町に関係する差別書き込み等を発見した場合は、必要な方法によりその削除要請をするものとする。

(差別を受けた者への支援及び救済)

第10条 町は、部落差別を受けた者への心理的支援及び救済に積極的に努めるものとする。

(差別を行った者への指導及び助言)

第11条 町は、差別を行った者の誤解、偏見等を取り除くため、指導又は助言(以下「指導等」という。)を行うものとする。

2 町は、必要と認める場合は、差別を行った者の家族等に指導等を行うことができる。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、並びに町及び町民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等の支援を総合的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「犯罪等」とは、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 「犯罪被害者等」とは、犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 「二次的被害」とは、犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の無理解や心ない言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、私生活の平穩の侵害、経済的な損失等の被害をいう。
- (4) 「町民」とは、町内で暮らし、働き、学ぶ人又は事業を営むすべての人をいう。

(基本理念)

- 第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されることを旨として推進されなければならない。
- 2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害の状況及び原因、二次的被害に苦しめられている等の犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切に行われなければならない。
 - 3 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、必要な支援が途切れることなく提供されることを旨として行われなければならない。

(町の責務)

- 第4条 町は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。
- 2 町は、犯罪被害者等の支援に関する施策を実施するに当たっては、国、県、犯罪被害者等の支援を行うことを目的とする民間の団体及びその他の犯罪被害者等の支援を行う者と相互に連携を図るものとする。

(町民の責務)

第5条 町民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、二次的被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、町が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(相談及び情報の提供等)

第6条 町は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、心理的な負担に配慮しながら、必要な情報の提供及び助言を行うものとする。

2 町は、前項に規定する支援を行うための窓口を設置するものとする。

(見舞金の支給)

第7条 町は、犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対し見舞金を支給するものとする。

2 見舞金の支給の対象となる者、見舞金の額その他見舞金の支給に関し必要な事項は、町長が規則で定める。

(日常生活の支援)

第8条 町は、犯罪被害者等が安心して日常生活を営むことができるようにするため、犯罪等により日常生活を営むことが困難となった犯罪被害者等で町長が必要と認めるものに対し、福祉サービスの提供その他の必要な支援を行うものとする。

(居住の安定)

第9条 町は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、町営住宅(北栄町町営住宅の設置及び管理に関する条例(平成17年北栄町条例第133号)第2条第1号に規定する町営住宅をいう。)への入居における特別の配慮その他の必要な支援を行うものとする。

(広報及び啓発)

第10条 町は、二次的被害の防止及び犯罪被害者等の支援の必要性について町民の理解を深めるため、広報及び啓発に努めるものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、犯罪被害者等の支援に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

人権研修参加者数の推移

人権を学ぶ会

年 度	実施自治会数	参加者数(人)
平成 29 年度	63	995
平成 30 年度	63	1,032
令和元年度	63	1,112
令和 2 年度	44	597
令和 3 年度	30	431

高齢者対象人権を学ぶ会

年 度	実施団体数	参加者数(人)
平成 29 年度	8	185
平成 30 年度	12	224
令和元年度	10	176
令和 2 年度	3	74
令和 3 年度	1	28

事業所研修

年 度	実施回数	参加者数(人)
平成 29 年度	18	587
平成 30 年度	17	633
令和元年度	16	525
令和 2 年度	10	255
令和 3 年度	11	359

分かりやすいじんけんの話

年 度	実施回数	参加者数(人)
平成 29 年度	6	210
平成 30 年度	6	280
令和元年度	6	385
令和 2 年度	6	470
令和 3 年度	6	244

諮 問

発生人第8号

北栄町人権を尊重するまちづくり審議会
会長 福井利明 様

「第2次北栄町人権を尊重するまちづくり推進計画」の見直しについて

平成30年3月に策定した「第2次北栄町人権を尊重するまちづくり推進計画」の計画期間が令和4年度で終了するにあたり、北栄町における今後の人権行政の推進方針、諸施策を定めるため、「第2次北栄町人権を尊重するまちづくり推進計画」の見直しを行いたいので、北栄町人権を尊重するまちづくり条例第7条及び北栄町人権を尊重するまちづくり審議会規則第2条の規定により諮問します。

令和4年6月29日

北栄町長 手嶋俊樹

答 申

令和5年3月10日

北栄町長 手嶋俊樹 様

北栄町人権を尊重するまちづくり審議会

会長 福井利明

北栄町人権を尊重するまちづくり推進計画の見直しについて(答申)

令和4年6月29日付発生人第8号で当審議会に諮問のあった「北栄町人権を尊重するまちづくり推進計画」の見直しについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり「第3次北栄町人権を尊重するまちづくり推進計画(案)」としてまとめましたので、ここに答申します。

町長におかれましては、この答申を十分に尊重いただき、推進方策等の見直しを図られるとともに、下記事項に留意の上、国、県、関係機関、団体等との連携を一層密にしながら、本町がめざす「人と自然が共生し確かな豊かさを実感するまち」の実現に向け、着実に実践されるよう強く要望します。

記

- 1 町民に、本計画策定の趣旨及び内容の周知を図るとともに、理解と協力を得ながら全町を挙げて計画の推進に努めること。
- 2 計画の推進にあたっては、第1章 計画策定にあたって「5 計画の推進体制」を念頭に置き、積極的な推進に努めること。

北栄町人権を尊重するまちづくり審議会委員名簿

(令和5年2月22日現在)

職名	氏名	役職名
	吉田 由香里	北栄町教育委員会 委員
	鼻渡 和徳	北栄町自治会長会 北条自治会代表
	日置 栄治	北栄町民生児童委員協議会 委員
	津川 俊仁	部落解放同盟東亀谷支部 支部長
	岡本 圭司	北栄町人権教育・啓発推進協議会 会長
	大西 孝弘	北栄町社会福祉協議会 会長
	杉上 潤子	北栄町女性団体連絡協議会 会長
	田中 陽子	北栄町老人クラブ連合会 会長
	山崎 稔	北栄町商工会 会長
	笠見 隆志	北栄町立小学校 校長
	河原 裕司	北栄町立中学校 校長
	飯田 光男	人権擁護委員
副会長	山根 ひろ子	北栄町人権教育推進協力員 代表
	松岡 幸子	北栄町幼児教育研究会 会長
	盛山 由紀子	北栄町精神障がい者家族会 代表
	中井 恭子	北栄町ひまわり会 会長
	中本 豊	東伯保護区保護司会北栄町区 保護司
会長	福井 利明	一般公募委員
	崔 榮恩	一般公募委員

北栄町人権を尊重するまちづくり推進計画幹事会名簿

(令和5年2月22日現在)

所属(職名)	氏名	備考
副町長	岡本 圭司	代表
教育長		
議会事務局長	大庭 由美子	
出納室長	友定 景子	
総務課長	磯江 昭徳	
企画財政課長	中野 智子	
町民課長	藤江 純子	
環境エネルギー課長	杉本 裕史	
福祉課長	小澤 靖	
健康推進課長	吉岡 正雄	
観光交流課長	松本 裕実	
産業振興課長	清水 直樹	
農業委員会事務局長	中原 広美	
地域整備課長	手嶋 寿征	
北条こども園長	小野塚 奈津子	
大誠こども園長	澤村 美穂	
由良こども園長	竹本 幸子	
大谷こども園長	松岡 幸子	
教育総務課長	中原 浩二	
生涯学習課長	前田 美友紀	事務局長
中央公民館長	渡辺 健二	
図書館長	田中 葉子	
北条支所長	大庭 博	

人権に関する各種相談窓口一覧

設置場所	分野	窓口名等	電話番号等	受付時間
北栄町生涯学習課人権教育推進室	人権一般	人権相談	(0858) 37-5871	月～金(祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15
ほくほくプラザ(北栄人権文化センター)	人権一般	各種相談	(0858) 37-4676	火～土(祝日・年末年始を除く) 8:30～17:15
北栄町住民生活課住民相談室	住民相談	住民相談	(0858) 37-5866	月～金(祝日・年末年始を除く) 8:30～17:15
北栄町地域包括支援センター	高齢者	高齢者総合相談	(0858) 37-5850	月～金(祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15
北栄町障がい者地域生活支援センター	障がい者	障がい者総合相談	(0858) 37-5851	月～金(祝日・年末年始を除く) 8:30～17:15
北栄町社会福祉協議会	高齢者	高齢者相談	(0858) 37-4522	月～金(祝日・年末年始を除く) 8:30～17:15
北栄町社会福祉センター	人権一般	特設人権相談所	(0858) 37-4522	毎月第3の木曜日 13:00～15:00
北条高齢者福祉センター	人権一般	特設人権相談所	(0858) 36-2062	
鳥取地方法務局倉吉支局	人権一般	常設人権相談所	(0858) 22-4108	月～金(祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15
法務省・鳥取地方法務局	人権一般	みんなの人権110番	0570-003-110	月～金(祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15
		インターネット相談	https://www.jinken.go.jp/	
	男女共同参画	女性の人権ホットライン	0570-070-810	月～金(祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15
	子ども	子どもの人権110番	0120-007-110	月～金(祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15
	外国人	外国語人権相談ダイヤル	0570-090-911	月～金(祝日、年末年始を除く) 9:00～17:00
鳥取県総務部人権局	人権一般	人権相談窓口	(0857) 26-7677	月～金(祝日、年末年始を除く) 8:30～17:00
		インターネット相談	jinkensoudan@pref.tottori.lg.jp	

	子ども	いじめ人権相談窓口	(0857) 29-2115 (24時間対応)	月～金(祝日、年末年始を除く) 8:30～17:00
鳥取県人権文化センター	人権一般	人権に関する相談窓口	(0857) 21-1713	毎週水・土・日(祝日・年末年始を除く) 9:00～17:00
中部総合事務所県民福祉局 (中部振興課)	人権一般	人権相談窓口	(0858) 23-3270	月～金(祝日、年末年始を除く) 9:00～17:00
中部総合事務所県民福祉局 (共生社会推進課)	障がい者	障がい者虐待に関する相談	(0858) 23-3124 (夜間・休日) (0857) 26-7111	月～金(祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15 ※救急の場合は夜間・休日も対応
中部総合事務所県民福祉局 (地域福祉課)	男女共同参画	DV相談	(0858) 23-3147 (夜間・休日) (0858) 26-9807	月～金(祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15 ※救急の場合は夜間・休日も対応
男女共同参画センター (よりん彩)	男女共同参画	女性に関する相談窓口	(0858) 23-3939	火～日(祝日対応) 9:00～17:00
		オトコの相談日	(0858) 23-3955	土曜日 13:30～17:30
倉吉児童相談所	子ども	子ども電話相談室	(0858) 22-4152	月～金 8:30～17:00
エール(発達障がい者支援センター)	発達障がい	自閉症・発達障がいの相談	(0858) 22-7208	月～金(祝日・年末年始を除く)
ペアレントメンター鳥取事務所	子ども	自閉症・発達障がいの子育て相談	(0857) 30-0670	平日 10:00～14:00
鳥取県警察本部	人権一般	警察総合相談電話	(0857) 27-9110 または#9110	24時間対応
	子ども	ヤングテレホン	(0857) 29-0808	24時間対応(少年非行・悩み事など)
	犯罪被害者	性犯罪電話相談	(0857) 22-7110	24時間対応
鳥取県暴力追放センター	犯罪被害者	暴力団相談電話	0120-19-8930	月～金(休日・祝日を除く) 8:30～17:15
中部成年後見支援センター (ミットレベン)	高齢者	成年後見制度の相談	(0858) 22-8900	月～金(祝日、年末年始を除く) 9:00～17:00
とっとり被害者支援センター	犯罪被害者	電話・面接相談	0120-43-0874	月～金(祝日、年末年始を除く) 10:00～16:00
法テラスコールセンター	犯罪被害者	法テラス・サポートダイヤル	0120-079714	平日 9:00～21:00 土曜日 9:00～17:00 (日・祝日・年末年始を除く)

